

ほうじん会報

2026.7

No. **154**

夏号



公益社団法人

上十三法人会

十和田市西二番町4-11 十和田商工会館3F

会長の見聞録！



会長 益川 毅

新緑の季節を迎え、一年の中でも最も爽やかな頃を迎えました。個人的には新緑の奥入瀬溪流と温めの温泉、美味しい珈琲で癒されたいこの頃です。

それにしても新しい年を迎えたと思いきや、早半年が過ぎようとしています。年齢を重ねると共に時の経過が早く感じられるようになった今日この頃です。そして、まだ5月だというのに

30℃超えの報に接し、「また今年もか！」のあきらめ感と、いまだに収束の気配を見せないロシアのウクライナ侵攻、中東情勢も混迷を極め予断を許さない状況が続き、原油調達がままならず、様々な業界に影響を及ぼし、自助努力ではどうしようもない事態が続き、閉塞感が漂います。

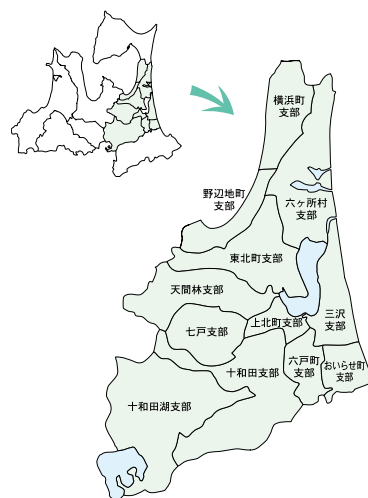
ところで、先日、弊社PCに一通のメールがあり、発信者が国税庁e-Tax事務局。何か！と慌てて文章を確認したところ、残高不足により納税の引き落としがなされなかった為、再度案内をすとの事。私も役職を仰せつかっている手前、よく確認もせずに登録済みの口座をチェックするも残高はOK。しかし当日引き落としにならず、十和田税務署様へ直接電話にて問い合わせたところ、番号案内に従ううちに国税局の方に繋がり、内容を話すうちに「それは詐欺です。一切関わらないでください！」とのご助言を頂きました。税務署様からは、金額の入ったメールなんて送信する事は無いとの事で、慌てた自分の未熟さを痛感した次第です。(汗)という事で、皆さんも気を付けましょう。

そんなこんなの現況ですが、落ち込んでばかりもいられません。業務年度の新年度を迎え、新たな生活をスタートされた方々も多いのでは？新社会人の皆さんには、初めての職場で緊張しながらも徐々に環境に慣れ、明るい未来に向かって一歩ずつ歩んで行ってほしいと願うものです。当会も新たに竹島事務局長を迎え、新体制でスタートを切りました。すでに各会議を無事に終え、順調な船出を切ったと自負しております。皆様には、これからの活動も温かく見守って頂ければ幸いです。

当会は、今年度も様々な活動を通して、税務行政の円滑な運営に協力し、税の普及活動に努めてまいりたいと思います。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

C O N T E N T S

■ 会長の見聞録！	2
上十三法人会会長 益川 毅	
■ この人に聞く	3
上北県税事務所長 久保 英一氏	
■ 十和田税務署だより	4
■ 税理士からのひとことアドバイス	5
■ 定時総会開催	6
■ 青年部会総会	7
■ 女性部会総会	7
■ 本部・支部だより	7
■ 青年部会だより	7
■ 女性部会だより	7
■ スケジュール	7



■ 新緑の奥入瀬溪流 (写真提供: 十和田奥入瀬観光機構)

新緑の季節を迎えた奥入瀬溪流です。木々は葉を出し、日増しに緑を濃くしていきます。大町桂月は、『住まば日本(ひのもと) 遊ばば十和田 歩きや奥入瀬三里半』と詠み、奥入瀬溪流の素晴らしさを全国に発信しています。

この人に聞く



上北県税事務所長 久保 英一 氏

今年の4月の定例人事異動で、上北県税事務所長に着任しました久保と申します。上北勤務は、初めてとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

公益社団法人上十三法人会の益川会長様をはじめ役員並びに会員の皆様には、県の税務行政に対しまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、租税教室や講習会等の実施により税務知識の普及や納税意識の高揚に努められているほか、地域企業・地域社会の健全な発展に日々貢献されておりますことに深く敬意を表します。

さて、県では青森新時代の実現に向けて、GX青森による産業集積の取組強化、こども・子育て無償化施策の拡充、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」を契機とした、スポーツに親しむ環境づくりと障がい者が安心して暮らす共生社会の実現など、新機軸の政策を市町村の皆様と連携して展開していくこととしておりますが、そのためには、自主財源である県税収入の確保が不可欠であります。

私は、青森県内での雇用の場を創出する企業誘致の業務に多数年務めておりましたが、税収入は、その企業誘致活動の源であると考えております。

上北県税事務所管轄の令和6年度における県税収入のうち、核燃料物質等取扱税を除くと7割は、

個人県民税であり、重要な税目となっておりますが、同時に収入未済額の9割を占めております。

個人県民税をはじめ、法人関係税、不動産取得税やその他の税の収入未済額を縮減するため、引き続き市町村との連携を一層強化した徴収対策を推進していきたいと考えています。

さて、私は、4月からこの地域の住民となりました。時間を見つけてこの地域のいろいろなところを周り、産業、文化に触れていきたいと思います。また、今年は、9月から10月にかけて、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」が開催されます。上北地域でもたくさんの競技が開催されますので、今まで観たことがないスポーツや障がいがありながらも健闘している選手の競技も是非観戦、応援に行きたいと思います。そして、これらの競技を支えているスタッフの方々に感謝し、大会が大盛況となることを願っております。

最後になりますが、公益社団法人上十三法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御繁栄を心から祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

プロフィール

- 前 職：青森県立八戸工科学院副学院長
- 主な職歴：青森県商工労働部産業立地推進課
立地推進グループマネージャー
青森県名古屋産業立地センター所長
- 出身地：青森市
- 趣味：ツーリング、マイルを貯めて旅行

十和田税務署だより

防衛特別法人税が創設されました

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防確法）」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

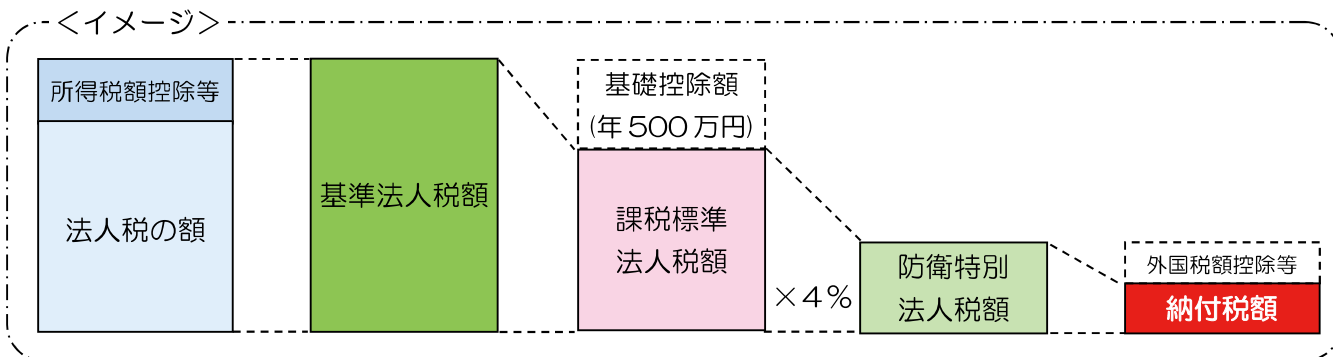
これに伴い、**令和8年4月1日以後に開始する事業年度から**、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となります。

（注）防衛特別法人税額が0であっても申告は必要となります。

なお、防衛特別法人税の申告書は、法人税及び地方法人税の申告書と一体の様式となっています。ただし、別表一及び別表一の二の様式では、防衛特別法人税の記載欄は法人税及び地方法人税の記載欄とは別葉になりますので、提出を忘れないようご注意ください。

防衛特別法人税の概要

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となります。



(1) 納税義務者

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人とされています（防確法8）。

(2) 課税事業年度

防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度とされています（防確法11）。

● ● ● 詳しくは国税庁HPをご確認ください ● ● ●

決算法人説明会
(9～12月決算法人対象)

10月14日(水) 十和田奥入瀬合同庁舎

税理士からの

ひとことアドバイス



令和8年度税制改正 ～「地方拠点強化税制の2年延長」って？～

佐々木清雅税理士事務所

税理士 佐々木 清 雅 氏

令和8年度税制改正により、地方拠点強化税制が令和10年まで延長されました。

地方拠点強化税制とは、ざっくり言いますと、企業が本社機能を地方へ移転したり地方の拠点を強化する場合に、法人税などの優遇を受けられる制度で、「地方創生」の名のもと、都市一局集中の是正を目的として、当初は平成27年に創設されたもので、その効果として、償却資産の特別償却や税額控除といった特典が受けられる制度となっています。

「地方の会社には関係のない話では!？」と思われる方も多いかも知れませんが、そんなことはありません。例えば…、

- ・ 十和田本社の法人が新社屋を建設する
- ・ 建設会社が管理棟を新築する
- ・ 農業法人が新たに経営管理部門を整備する
- ・ DX化のため情報処理部門を整備する

などという形で、地方法人であってもこの制度を使うチャンスは十分にあります。

また、自治体からの補助金制度や固定資産税減税、雇用促進税制などとセットで運用することで、より大きなメリットを得られることも考えられます。

しかしながら、この制度を受けるためには「高

いハードル」があるということも事実です。

例えば、新社屋建設の場合ですと、通常は、

1 計画の作成→2 県へ申請→3 認定

→4 着工・取得→5 税務申告で適用

という流れとなります。

ですから、「もう建て始めてます!」では、残念ながら時すでに遅しなのです。

また、新築の場合であっても、倉庫・作業場のみ、単なる工場、車庫だけの場合などは対象外となります。

さらに認定の際、その新築や整備に「本社機能部分」があるかどうかの判断に迷うことや、そもそも計画から申請までの手続き自体が面倒なことなど、実際には使われずに終わってしまうというケースも多いようです。

創設から10年余り経過している反面、あまり聞き慣れず、取っ付きにくい制度かも知れませんが、働き方の変化や事務のDX化など、時代の流れとともに内容の見直し・延長を重ねてきた、名前の印象よりもはるかに奥が深い税制です。

今後、新築や設備投資などを予定されている場合には、この制度の対象となるかどうかについて、検討する価値は大いにあると思います。

令和8年度定時総会開催

6月18日(木)十和田市内の「サン・ロイヤルとわだ」において、令和8年度第14回定時総会が開催されました。益川会長挨拶の後、会長が議長となり議事に入りました。報告事項として「令和8年度事業計画及び収支予算」、審議事項として「令和7年度事業報告及び収支決算」が事務局より説明され、いずれも原案通り承認されました。

議事終了後、来賓としてご出席いただいた、十和田税務署長 赤坂智仙様ならびに上北地域県民局県税部長 久保英一様よりご祝辞を賜り、総会は閉会いたしました。

また、本年4月より事務局長に竹島江利子氏が就任されたことが報告されました。

総会終了後開催された交流会では、益川会長挨拶の後、東北税理士会十和田支部副支部長館花様から乾杯のご挨拶をいただき、出席者一同和やかに交流を深めていました。



女性部会より

4月16日(木)、埼玉県さいたま市において、法人会全国女性フォーラム（埼玉大会）が「彩の国から輝く未来へ～女性が創る新時代～」のキャッチフレーズのもと開催されました。

当日の午前中は各県女連協会長等による情報交換会が行われ、『治自体との連携による「食品ロス」削減取り組み』をテーマに、第1部では「さいたま市食品ロス削減プロジェクト」、第2部では「事業者・市民・治自体の連携による『食品ロス削減』に向けてをスクール形式で



行われました。

午後のフォーラムには全国から1,600名が参加し、林家たい平氏による「笑顔のもとに笑顔が集まる」と題して記念講演、第2部の式典、第3部の懇親会が行われました。当会からは県女連協 羽賀会長はじめ4名が参加しました。



令和8年度青年部会定時総会

5月25日(月)午後4時30分から「サン・ロイヤルとわだ」で第33回定時総会が開催されました。田中部会長挨拶の後、事業報告等が承認されました。また、令和7年度で卒業となった川守田利文氏と吉田展子氏に卒業記念品



が渡され、その後、来賓祝辞では十和田税務署長赤坂智仙様よりご祝辞をいただき、交流会では親会の益川会長が挨拶。その後和やかに交流会が開催されました。

令和8年度女性部会定時総会

5月18日(月)「サン・ロイヤルとわだ」で女性部会第11回定時総会を開催しました。羽賀部会長挨拶の後、事業報告・決算、事業計画・予算案が



承認されました。来賓祝辞では十和田税務署長赤坂智仙様よりご祝辞いただき、

交流会では親会から益川会長が挨拶。乾杯は十和田税務署統括国税調査官齊藤一隆様が行いました。交流会では新入部会員の紹介を始め女性部会ならではの賑やかなひとときとなりました。

本部・支部だより

◆本部

4月15日(水)

事務担当者会議 (サン・ロイヤルとわだ)

5月8日(金)

監査会 (法人会事務所)

5月21日(木)

理事会 (サン・ロイヤルとわだ)

5月26日(火)

決算法人説明会〈5～8月決算法人対象〉
(十和田奥入瀬合同庁舎)

6月18日(木)

定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)

◆十和田支部 5月15日(金) 定時総会

◆三沢支部 6月4日(木) 定時総会

◆野辺地町支部 6月5日(金) 定時総会

◆十和田湖町支部 6月8日(月) 定時総会

- ◆七戸支部 6月10日(水) 定時総会
- ◆六ヶ所村支部 6月12日(金) 定時総会
- ◆横浜町支部 6月12日(金) 定時総会
- ◆東北町支部 6月15日(月) 定時総会
- ◆上北町支部 6月22日(月) 定時総会
- ◆おいらせ町支部 6月24日(水) 定時総会
- ◆天間林支部 6月24日(水) 定時総会

青年部会だより

- 4月17日(金) 監査会 (法人会事務所)
- 4月20日(月) 役員会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 4月30日(木) 租税教室 (十和田市立西小学校)
- 5月7日(木) 租税教室 (十和田市立東小学校)
- 5月12日(火) 租税教室講師養成研修会 (十和田奥入瀬合同庁舎)
- 5月14日(木) 租税教室 (十和田市立北園小学校)
- 5月21日(木) 租税教室 (六ヶ所村立南小学校)
- 5月25日(月) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月27日(水) 租税教室 (三沢市立古間木小学校)
- 5月29日(金) 租税教室 (十和田市立三本木小学校)
- 6月1日(月) 租税教室 (東北町立東北小学校)
- 6月16日(火) 租税教室 (おいらせ町立百石小学校)

女性部会だより

- 4月10日(金) 監査会 (十和田市民交流プラザトワレ)
- 4月10日(金) 役員会 (十和田市民交流プラザトワレ)
- 4月16日(木) 第20回全国女性フォーラム 埼玉大会
- 5月12日(火) 租税教室講師養成研修会 (十和田奥入瀬合同庁舎)
- 5月18日(月) 税務セミナー (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月18日(月) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月28日(木) 租税教室 (十和田市立大深内小学校)
- 6月17日(水) 租税教室 (十和田市立四和小学校)
- 6月19日(金) 租税教室 (おいらせ町立下田小学校)
- 6月24日(水) 租税教室 (おいらせ町立甲洋小学校)

※両部会租税教室時に税に関する絵はがきコンクール募集依頼

7月スケジュール

2日(木)

租税教室 (十和田市立南小学校)

租税教室 (十和田市立藤坂小学校)

7日(火)

租税教室 (七戸町立七戸小学校)

13日(月)

租税教室 (十和田市立深持小学校)

14日(火)

租税教室 (三沢市立おおぞら小学校)

30日(木)

税務セミナー「税制改正について」(サン・ロイヤルとわだ)



**アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を
受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、
約束します。

お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実
した人生。

アフラックは、そのお手伝いをする存在で
あり続けます。



 **法人会がん保険制度
法人会医療保険制度**

「生きる」を創る。

Aflac 

〈引受保険会社〉

アフラック 青森支社 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505